

2011

12

DECEMBER

Vol.47

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



株式会社エコフレンドリー

特集

放射性廃棄物の処理

産業廃棄物の処理の委託には、

社団法人 全国産業廃棄物連合会発行の

マニフェストをお使い下さい!!

選ばれる

理由があります...

コンプライアンス経営
実現のためには
社団法人全国産業廃棄物
連合会発行のマニフェストで
決まりだね!



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」

裏面には交付番号のバーコードを
記載しています。パソコンへの入力
の効率化が図れます。



交付番号は、環境省認可の社団法人
全国産業廃棄物連合会が一括管理。
社会の信頼性が違います。

法律で定められているマニフェストの5年間の保存のため、
バックカーボンを採用! ※長期保存には、バックカーボンが適しています。



社団法人 大阪府産業廃棄物協会



C O N T E N T S

特集●放射性廃棄物の処理	
●平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	2
●平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の施行について(平成23年8月31日環廃企発第110831001号・環水大総発第110831002号)	9
行政だより●	
●8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針について(平成23年8月31日環廃対発第110831001号・環廃産発第110831001号)	14
●「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「微量ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬ガイドライン」の一部改訂について(平成23年8月31日環廃産発第110831002号)	23
●産業廃棄物処理施設における放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下の焼却灰等の処理について(平成23年9月1日事務連絡)	24
●産業廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について(平成23年9月15日事務連絡)	25
●地域別最低賃金額の改定(厚生労働省労働基準局)	27
●平成24年経済センサスー活動調査の実施にかかる御協力について(依頼)(平成23年10月28日統第2801号)	29
OSK通信●	32
●エコアクション21認証登録に関する説明会	
●全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会事務局責任者会議	
●第11回 企業による森づくり連絡調整会	
●廃棄物処理法の基本と3R推進セミナー	
●産業廃棄物処理実務者研修会	
●廃棄物不適正処理巡視事業	
●産業廃棄物処理実務者研修会	
●全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会	
●第1回大阪マラソン・チャレンジラン	
●循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰	
●環境衛生功労者・優良施設知事表彰	
●全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会事務局職員研修	
OSK通信クローズアップ●	34
●廃棄物不適正処理巡視事業	
●第1回大阪マラソン・チャレンジラン	
新規入会会員紹介●	40
バックナンバーのご案内●	41
会員紹介●株式会社エコフレンドリー	42

表紙写真提供：

株式会社エコフレンドリー 〒590-0152 大阪府堺市南区和田160番地

特集**放射性廃棄物の処理**

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法骨子

第一章 総則**1. 目的**

この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質（事故由来放射性物質）による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする。

2. 責務

- (1) 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。
- (3) 関係原子力事業者（事故由来放射性物質を放出した原子力事業者）は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体を実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力しなければならないものとする。
- (4) 関係原子力事業者以外の原子力事業者は、国又は地方公共団体を実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。
- (5) 国民は、国又は地方公共団体を実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。

第二章 基本方針

環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、最新の科学的知見に基づき、関係行政機関の長と協議して、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

第三章 監視及び測定の実施

1. 国は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備するとともに、自ら監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するものとする。

2. 地方公共団体は、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するよう努めるものとする。

第四章 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等

1. 関係原子力事業者の措置等

- (1) 事故に係る原子力事業所内の廃棄物の処理並びに土壤等の除染等の措置及びこれに伴い生じた土壤の処理並びに事故により当該原子力事業所外に飛散したコンクリートの破片その他の廃棄物の処理は、2及び3にかかわらず、関係原子力事業者が行うものとする。
- (2) 関係原子力事業者は、国又は地方公共団体の要請に基づき、要員の派遣、放射線障害防護用器具等の貸与その他必要な措置を講じなければならないものとする。

2. 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理

(1) 対策地域内廃棄物の処理

①汚染廃棄物対策地域の指定

- a 環境大臣は、地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質によって汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から国がその地域内にある廃棄物の処理を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当するものを、関係地方公共団体の長の意見を聴いた上で、汚染廃棄物対策地域として指定できるものとする。
- b 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村内の区域について汚染廃棄物対策地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができるものとする。

②対策地域内廃棄物処理計画の策定

環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、対策地域内廃棄物の適正な処理を行うため、関係行政機関の長に協議し、関係地方公共団体の長の意見を聴いた上で、対策地域内廃棄物処理計画を定めなければならないものとする。

③国による対策地域内廃棄物の処理の実施

国は、対策地域内廃棄物処理計画に従って、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならないものとする。

(2) 指定廃棄物の処理

①水道施設等における廃棄物の調査

一定の水道事業者、下水道管理者、廃棄物処理施設の設置者等は、汚泥、焼却灰等の廃棄物の汚染の状況について調査し、その結果を環境大臣に報告しなければならないものとする。

②指定廃棄物の指定

環境大臣は、①の調査の結果により廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令に定める要件に適合しないと認める廃棄物を、特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質によって汚染された廃棄物として指定するものとする。

③指定の申請

その占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査を行い、汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと料する者は、環境大臣に対し、②の指定を申請することができるものとする。

④国による指定廃棄物の処理の実施

国は、指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならないものとする。

(3) 特定廃棄物（対策地域内廃棄物又は指定廃棄物）の処理基準

特定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を行う者は、環境省令で定める基準に従わなければならないものとする。

(4) 特定廃棄物等以外の廃棄物の廃棄物処理法に基づく処理

- ① 特定廃棄物等以外の廃棄物で事故由来放射性物質により汚染されているものについては、廃棄物処理法を適用するものとする。
- ② ①の廃棄物のうち環境省令で定めるものの処理及び処理施設について、環境省令で定める基準を適用するものとする。

3. 除染等の措置等

(1) 除染特別地域の指定

- ① 環境大臣は、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められることその他の事情から国が除染等の措置等を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当するものを、関係地方公共団体の長の意見を聴いた上で、除染特別地域として指定するものとする。
- ② 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村内の区域について除染特別地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができるものとする。

(2) 特別地域内除染実施計画の策定

環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、除染特別地域内の除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、関係行政機関の長に協議し、関係地方公共団体の長の意見を聴いた上で、特別地域内除染実施計画を定めなければならないものとする。

(3) 国による除染特別地域に係る除染等の措置等の実施

- ① 国は、特別地域内除染実施計画に従って、除染特別地域に係る除染等の措置等を実施しなければならないものとする。
- ② 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等（除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物）を、やむを得ず土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等に対し、当該土地においてこれを保管させることができるものとする。ただし、土地の所有者等に当該除去土壌等を保管させることが困難な場合には、国が、当該土地において、これを保管できるものとする。
- ③ 環境大臣は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならないものとする。

(4) 汚染状況重点調査地域の指定

- ① 環境大臣は、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認められる場合には、当該地域を、関係地方公共団体の長の意見を聴いた上で、汚染状況重点調査地域として指定するものとする。
- ② 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村内の区域について汚染状況重点調査地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができるものとする。

(5) 汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定

都道府県知事又は政令で定める市町村の長（都道府県知事等）は、汚染状況重点調査地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができるものとする。

(6) 除染実施区域に係る除染等の措置等の実施主体

- a 国、都道府県、市町村、環境省令で定める者が管理する土地及びこれに存する工作物等にあつては、国、都道府県、市町村及び環境省令で定める者が除染等の措置等を行うものとする。
- b a以外の土地及びこれに存する工作物等にあつては、当該土地が所在する市町村が除染等の措置等を行うものとする。
- c 農用地及びこれに存する工作物等については、市町村の要請により都道府県が除染等の措置等を行うことができるものとする。
- d aの土地若しくはこれに存する工作物等又はbの土地若しくはこれに存する工作物等について、国、都道府県、市町村、環境省令で定める者又は当該土地等の所有者等が、a又はbに定める者との合意により、除染等の措置等を行うことができるものとする。

(7) 除染実施計画の策定

①都道府県知事等は、(5)の調査測定の結果等により事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認める区域について、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、除染実施計画を定めるものとする。

②都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、国、都道府県、市町村等で構成される協議会等の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならないものとする。

(8) 除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施

①除染実施計画に定められた除染実施者は、除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならないものとする。

②除染実施者(国、都道府県、市町村に限る)は、除去土壌等を、やむを得ず土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等に対し、これを保管させることができるものとする。ただし、土地の所有者等に保管させることが困難な場合には、除染実施者が、当該土地において保管できるものとする。

③除染実施者は、除去土壌等を保管したとき、又は土地の所有者等に除去土壌等を保管させたときは、除染実施計画を定めた都道府県知事等に保管した土地の所在地及び保管の状態等について届け出なければならないものとする。

④除染実施計画を定めた都道府県知事等は、除染実施区域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならないものとする。

(9) 除染等の措置等に関する基準等

①除染等の措置の基準

除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行う者は、環境省令で定める基準に従わなければならないものとする。

②除去土壌の処理の基準等

a 除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行うものは、環境省令で定める基準に従わなければならないものとする。

b 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(特定廃棄物を除く)を当該土地において保管する者は、環境省令で定める基準に従わなければならないものとする。

(10) 国による措置の代行

国は、都道府県知事、市町村長等から要請があり、必要であると認められるときは、当該都道府県、市町村等に代わって、除染実施計画に基づく除染等の措置等を行うものとする。

第五章 費用

1. 財政上の措置等

国は、地方公共団体が事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2. この法律に基づく措置の費用負担

事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律第3条第1項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。

3. 国の措置

国は、責務に規定する社会的な責任に鑑み、地方公共団体等が滞りなくこの法律に基づく措置を講ずることができ、かつ、当該措置に係る費用の支払が関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第六章 雑則

1. 汚染廃棄物等の投棄禁止等

(1) 汚染廃棄物等の投棄禁止

何人も、みだりに特定廃棄物又は除去土壌（汚染廃棄物等）を捨ててはならないものとする。

(2) 特定廃棄物の焼却の禁止

何人も、特定廃棄物について、指定する方法以外で焼却してはならないものとする。

(3) 業として行う汚染廃棄物等の処理の禁止

①国、国の委託を受けて特定廃棄物の処理を行う者その他環境省令で定める者以外の者は、特定廃棄物の処理を業として行ってはならないものとする。

②国、都道府県及び市町村等（国、都道府県及び市町村等から委託を受けて除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者を含む。）その他環境省令で定める者以外の者は、除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を業として行ってはならないものとする。

(4) その他規制の措置

汚染廃棄物等の処理に関し、報告の徴収、立入検査、措置命令の規制の措置を置く。

2. 関係地方公共団体の協力

国、都道府県及び市町村は、この法律に規定に基づく措置の実施のために必要があると認めるときは、関係地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。

3. 汚染廃棄物等の処理等の推進

国は、基本方針に基づき、地方公共団体の協力を得つつ、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

4. 調査研究、技術開発等の推進等

国は、事故由来放射性物質による環境の汚染の影響を低減するための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に努めなければならないものとする。

5. 知識の普及等

国及び地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響及びその影響を低減するための方策に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならないものとする。

第七章 罰則

必要な罰則を規定すること。

附則

1. 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第四章 2（特定廃棄物の処理）及び 3（除染等の措置等）、第六章 1（汚染廃棄物等の投棄禁止等（一部を除く））、第七章（罰則（一部を除く））の規定は、平成24年 1月 1日から施行するものとする。

2. 法定受託事務（地方自治法の一部改正）

地方自治法の一部を改正し、汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定、除染実施計画の策定、除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施（第四章3（6）bの土地等に係るものに限る）等の都道府県又は市町村が処理することとされている事務を法定受託事務として位置付けるものとする。

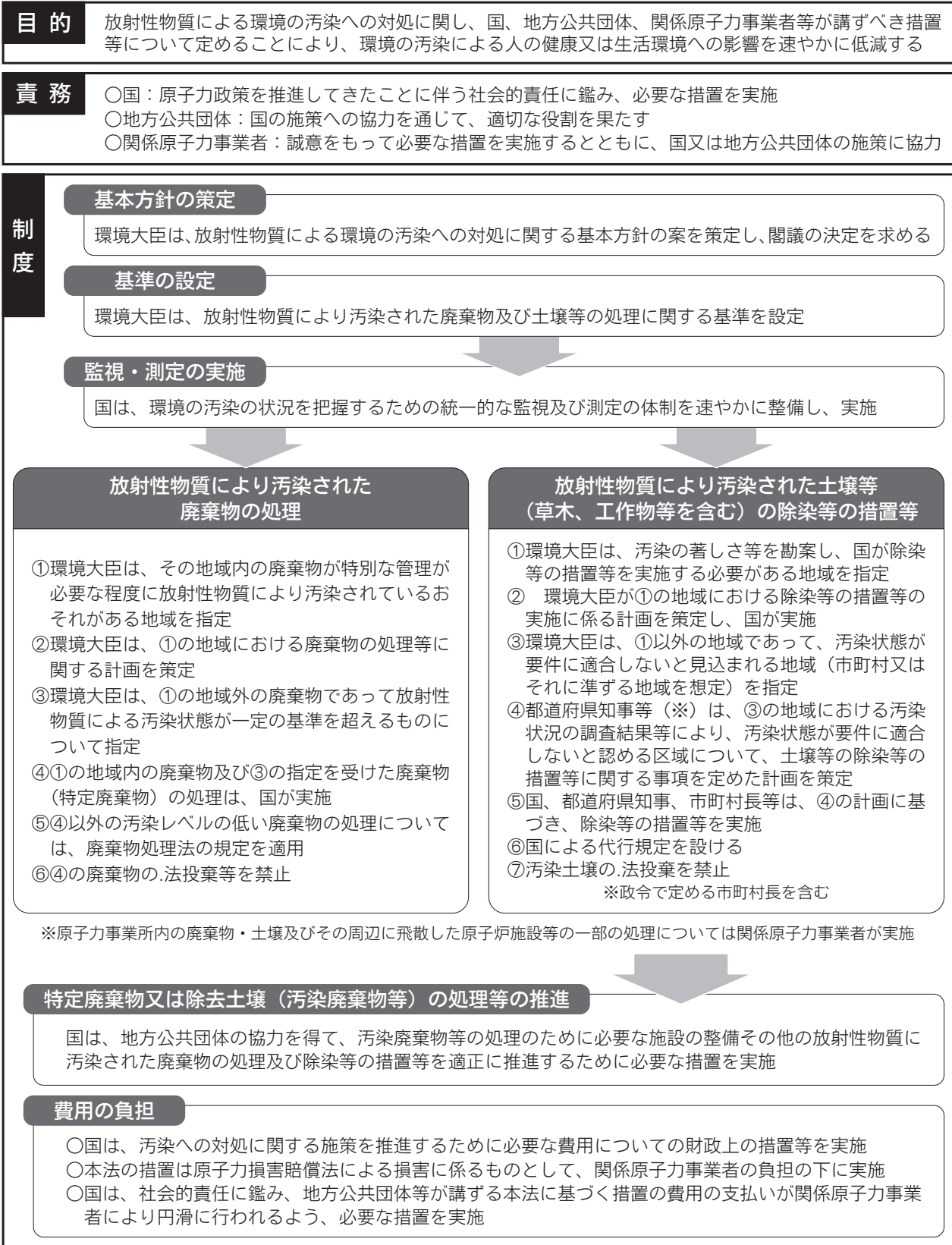
3. 土地収用法の一部改正

土地収用法の一部を改正し、国が設置する汚染廃棄物等の処理施設に関する事業を、土地を収用し、又は使用することができる事業の対象として位置付けるものとする。

4. 検討

- ①政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- ②政府は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。
- ③政府は、原子力発電所において事故が発生した場合における当該事故に係る原子炉、使用済燃料等に関する規制の在り方等について検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の概要



平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の施行について

環 廃 企 発 第 110831001号

環 水 大 総 発 第 110831002号

平成23年 8 月31日

各都道府県知事 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

環境省水・大気環境局長

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の施行について

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「法」という。）については、本年8月23日に衆議院環境委員長から第177回国会に提出され、8月26日に成立し、8月30日に公布され、その一部が施行されたところである。

その趣旨及び主な内容等は下記のとおりであるので、これらの事項に留意されたい。また、貴管内市町村に対しては、貴職より周知願いたい。

記

第一 制定の趣旨

本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、大量の放射性物質（以下、当該事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質を「事故由来放射性物質」という。）が一般環境中に拡散し、それにより汚染された廃棄物や土壌等に起因する周辺住民の健康及び生活環境への影響が懸念されている。

こうしたことから、事故由来放射性物質による一般環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者等が必要な措置を早急に講ずることが求められている。

このような現状に鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として、法が制定された。

第二 法の概要

法においては、地方公共団体の責務が、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする（第4条）ほか、基本方針（第2章）、監視及び測定の実施（第3章）、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等（第4章）、費用（第5章）、雑則（不法投棄の禁止等。第6章）等が規定されている。詳細については、別添の法律骨子（別添1）を参照されたい。

第三 法公布日に施行された部分の内容等

1 目的（法第1条）

法第1条において、法の目的について規定されている。具体的には、事故由来放射性物質による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者（事故由来放射性物質を放出した原子力事業者をいう。以下同じ。）等が講ずべき措置について定めること等により、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とするとされている。

2 責務（法第3条から第6条まで）

法第3条において、国の責務が、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるものとしてされている。

法第4条において、地方公共団体の責務が、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとしてされている。

法第5条において、関係原子力事業者の責務が、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力しなければならないとされるとともに（同条第1項）、関係原子力事業者以外の原子力事業者の責務が、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならないとされている（同条第2項）。

法第6条において、国民の責務が、国又は地方公共団体が実施する事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に協力するよう努めなければならないとされている。

3 基本方針（法第7条）

法第7条において、環境大臣による基本方針の策定について規定されている。具体的には、環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、最新の科学的知見に基づき、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないとされており（同条第1項）、基本方針には①事故由来放射性物質による環境の汚染への対処の基本的な方向、②事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定に関する基本的事項、③事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項、④土壌等の除染等の措置（事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいう。以下同じ。）に関する基本的事項、⑤除去土壌（法第25条第1項に規定する除染特別地域又は法第35条第1項に規定する除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌をいう。以下同じ。）の収集、運搬、保管及び処分に関する基本的事項、⑥その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項を定めることとされている（法第7条第2項）。

4 監視及び測定の実施（法第8条）

法第8条において、国及び地方公共団体による監視及び測定の実施について規定されている。具体的には、国は、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備するとともに、自ら監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するものとしてされており（同条第1項）、地方公共団体は、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するよう努めるものとしてされている（同条第2項）。

5 関係原子力事業者による廃棄物の処理等（法第9条）

法第9条において、関係原子力事業者による廃棄物の処理等について規定されている。具体的には、事故に係る原子力事業所内の廃棄物の処理並びに土壌等の除染等の措置及びこれに伴い生じた土壌の処理並びに事故により当該原子力事業所外に飛散したコンクリートの破片その他の廃棄物の処理は、法第二節及び第三節の規定にかかわらず、関係原子力事業者が行うものとしてされている。

6 関係原子力事業者による協力措置（法第10条）

法第10条において、関係原子力事業者による協力措置が規定されている。具体的には、関係原子力事業者は、法に基づく措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、専門的知識及び技術を有する者の派遣、当該措置を行うために必要な放射線障害防護用器具その他の資材又は機材であって環境省令で定めるものの貸与その他必要な措置（以下「協力措置」という。）を講じなければならないとされており（同条第1項）、国又は地方公共団体は、環境省令で定めるところにより、当該関係原子力事業者に対し、協力措置を講ずることを要請することができる（同条第2項）。当該環境省令については、法の公布と併せて施行されており、別添2を参照されたい。なお、要請内容について疑義がある場合の問い合わせは、末尾の連絡先までお願いしたい。

7 費用（法第43条から第45条まで）

法第43条において、国は、地方公共団体が事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置その他の措置を講ずるものとしてされている。

法第44条において、事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第3条第1項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとしてされている（法第44条第1項）。また、関係原子力事業者は、法に基づき講ぜられる措置に要する費用について請求又は求償があったときは、速やかに支払うよう努めなければならないとされている（同条第2項）。

法第45条において、国は、法第3条に規定する社会的な責任に鑑み、地方公共団体等が滞りなく法に基づく措置を講ずることができ、かつ、当該措置に係る費用の支払が関係原子力事業者により円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとしてされている。

8 雑則（法第52条から第55条まで及び第59条）

法第52条において、国、都道府県及び市町村は、法に基づく措置の実施のために必要があると認めるときは、関係地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができるとされている。

法第53条において、国は、基本方針に基づき、地方公共団体の協力を得つつ、汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備その他の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を講ずるものとしてされている。

法第54条において、国は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を低減するための方策等に関する調査研究、技術開発等の推進及びその成果の普及に努めなければならないとされている。

法第55条において、国及び地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策に関し、国民の理解と協力を得るため、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響及びその影響を低減するための方策に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならないとされている。

法第59条において、第一号法定受託事務とする事務が定められている。具体的には、法第34条第1項から第4項まで【汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定】、法第35条第1項（第5号に係る部分に限る。）、第2項及び第3項（同条第1項第5号に係る部分に限る。）【公有地等以外の土地及び工作物等に係る除染等の措置等】、法第36条第1項、第4項（法第37条第2項において準用する場合を含む。）及

び第5項（法第37条第2項において準用する場合を含む。）、法第37条第1項【除染実施計画の策定等】、法第38条第2項（法第35条第1項第5号に係る土壌等の除染等の措置に係る部分に限る。）、第4項（法第35条第1項第5号に係る土壌等の除染等の措置に係る部分に限る。）、第7項（法第35条第1項第5号に係る土壌等の除染等の措置に係る部分に限る。）及び第8項【公有地等以外の土地及び工作物等に係る除染等の措置等並びに除染実施計画の進捗状況の報告要求】、法第39条第1項から第4項まで（法第35条第1項第5号に掲げる土地における除去土壌等の保管に係る部分に限る。）及び第5項【除染実施区域内の土地等に係る除去土壌等の保管及び台帳の管理】、法第49条第5項、法第50条第5項並びに法第51条第3項、第4項及び第5項【報告の徴収等】の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。

9 施行期日（法附則第1条）

法附則第1条において、法は、公布の日から施行するとされている。ただし、法第4章第2節及び第3節、法第46条から第48条まで、法第49条（第1項を除く。）、法第50条（第1項に係る部分を除く。）、法第51条、法第60条、法第61条、法第62条第1号、第2号、第3号（法第49条第1項に係る部分を除く。）及び第4号（法第50条第1項に係る部分を除く。）並びに法第63条の規定は、平成24年1月1日から施行することとされている。

10 準備行為（法附則第2条）

法附則第2条において、平成24年1月1月から施行する部分についての準備行為が規定されている。具体的には、環境大臣が定める汚染状況重点調査地域内の区域における都道府県知事及び政令で定める市町村の長による除染実施計画の策定（法第36条第1項）に関し必要な手続その他の行為は、平成24年1月1日前であっても、法第34条（汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定）及び法第36条（除染実施計画の策定）の規定の例により行うことができること等とされている。

11 その他

法附則第1条の規定により平成24年1月1日に施行されることとされている部分については、別途施行通知等を発出することとする。

第四 今後の予定

法第7条の基本方針の策定、環境省令で定めることとされている要件等の制定、法第11条第1項、法第25条第1項及び法第32条第1項の地域の指定等は、平成24年1月1日の法の全面施行に向け、地方自治体等への周知期間等にも留意しつつ、行うこととする。

【連絡先】 環境省放射性物質環境汚染対処特措法施行準備チーム

T E L : 03-5521-9267

F A X : 03-3581-3505

E-mail: houshasen-tokusohou@env.go.jp

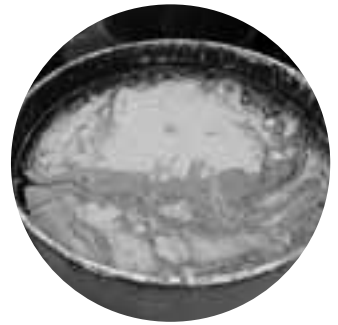
平成22年度法令改正対応

企業の排出事業者責任が問われています。
リスク管理は万全ですか？

廃棄物管理士講習会

(産業廃棄物排出事業者講習会)

お申込み受付中!!



受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

受講料

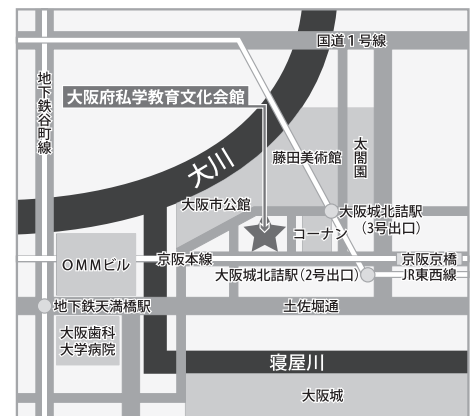
- ・ 会 員 5,000円 (資料代/消費税込)
- ・ 非会員 10,000円 (資料代/消費税込)

開催期日

	開催期日	受講日数	定員
平成23年	12月9日(金曜日)	1日	100名
平成24年	2月24日(金曜日)	1日	100名

開催場所

会場：大阪府私学教育文化会館
大阪市都島区網島町6-20 TEL.06-6352-3751



実施機関

社団法人大阪府産業廃棄物協会
URL <http://www.o-sanpai.or.jp/>

受付機関

関西環境保全事業協同組合
〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5
(中央谷町ビル408号)
TEL06-6920-9292 FAX06-6920-9293

環境行政の経験豊富な大阪府等行政OBを講師に迎え、
廃棄物処理法の解説をします！



本講習会修了者には、(社)大阪府産業廃棄物協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与されます。また、本講習会は、「堺市が施行した循環型社会形成推進条例に基づく産業廃棄物管理責任者」等として従事する要件を満たすためのものとしても、ご利用いただけます。

行政だより

環廃対発第110831001号
環廃産発第110831001号
平成23年8月31日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長

8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等の 処分方法に関する方針について

廃棄物の適正な処理の推進につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年6月23日付け「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」、同月28日付け「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」及び7月5日付け「産業廃棄物への放射性物質混入可能性の先行調査について（要請）」において、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える焼却灰については、処分方法の検討結果がまとめられるまでの間、一時保管をすることとされています。

今般、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え100,000 Bq/kg以下の焼却灰の処分方法について、別添のとおり取りまとめました。

この内容については、埋立処分場の跡地利用の制限による一般公衆の被ばく防止及び作業員の被ばく対策に加え、放射性セシウムによる公共用水域や地下水の汚染防止や長期的な管理を行うものであり、環境省が開催している災害廃棄物安全評価検討会において御検討いただいた結果、この方針により安全に埋立処分することが可能であるとの評価を頂きました。

一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設において、8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の放射性セシウム濃度が検出された焼却灰を埋立処分する際には、本方針に従い適切に取り扱っていただくようお願いします。なお、焼却灰等以外で国が別途取扱いの考え方を定めているものについては、当面の間、当該考え方等に従ってください。

各都道府県及び政令市におかれましては、内容につき御理解の上、管内市町村等への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

ADMINISTRATION INFORMATION

別添
1

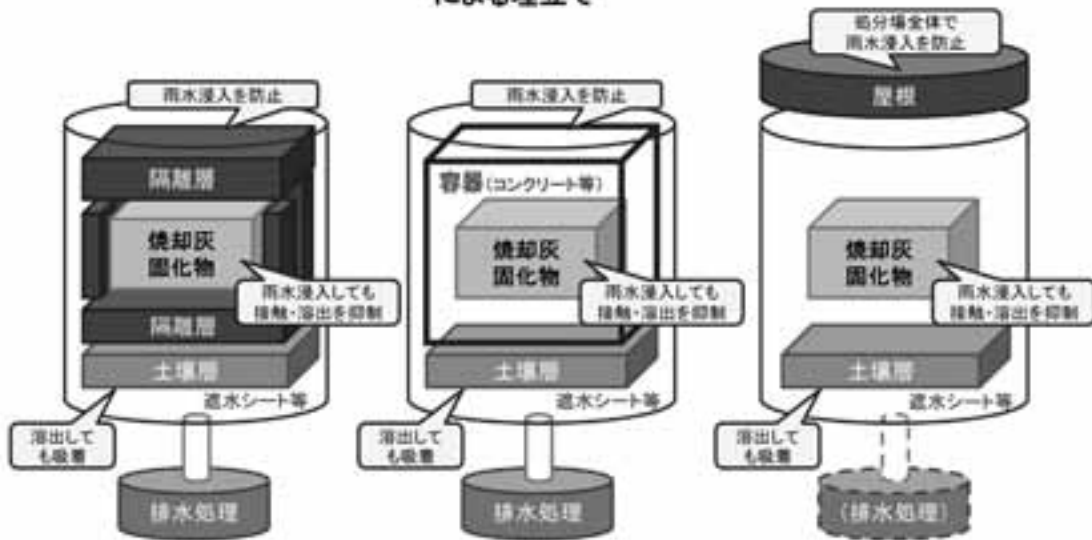
8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法の概要
【一般廃棄物最終処分場(管理型最終処分場)での処理イメージ】

以下の1)~3)のいずれかによる。

1) 隔離層の設置
による埋立て

2) 長期間の耐久性
のある容器等
による埋立て

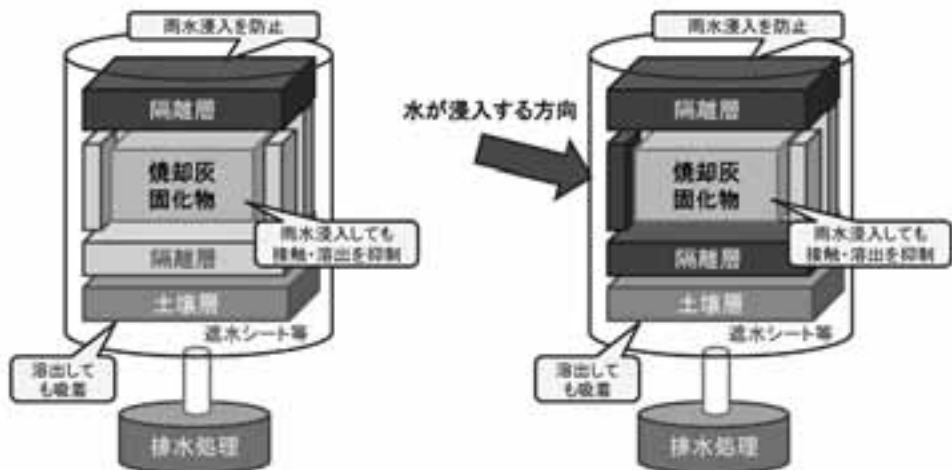
3) 屋根付き処分場
での埋立て



1) 隔離層の設置による埋立て(詳細)

- ① 十分な強度を満たす場合
 ・1 m³当たり150kg以上セメントを混合
 ・埋立処分を行う際における一軸圧縮強度が
 0.98メガパスカル以上の強度

- ② セメント固化物が①の
要件を満たさない場合



隔離層 厚さ30cm程度以上の土壌の層。
透水性の低いベントナイト等の土壌。
透水係数 $k=1.0 \times 10^{-9}$ cm/s以下。

隔離層 厚さ30cm程度以上の土壌の層。
透水係数 $k=1.0 \times 10^{-9}$ cm/s以下でなくても構わないが、
なるべく透水係数の低い粘土混入土等の土壌を用いる。

行政だより

別添 2

焼却灰等の放射性セシウムの溶出や土壌吸着について

第5回災害廃棄物安全評価検討会では、以下のような知見が報告されている。

○焼却灰等からの放射性セシウムの溶出挙動について

- 都市ごみの焼却主灰（212～2,450Bq/kg）の溶出液については、溶出試験の結果、放射性セシウム濃度が検出下限以下であった。
- 焼却飛灰（2,400～32,400 Bq/kg）についてはセメントで成形固化した状態で溶出率13%であったが、飛灰並びに粉状の飛灰処理物（セメント固化したものを除く。）では64～88%と高かった（JIS攪拌試験）。
（第5回災害廃棄物安全評価検討会資料3-1より抜粋・一部追記）

○放射性セシウムの土壌に対する吸着効果について

- わが国の処分場浸出水の水質を考慮して、高アルカリ、高電気伝導率の飛灰溶出液を用いて吸着試験を行ったところ、放射性セシウムの吸着能力は、珪砂5号<茨城真砂土<埼玉土壌<ベントナイトの順に高くなる。
 - 得られた分配係数から、¹³⁷Csが覆土層を通過するトラベルタイムと、その期間内に期待できる自然減衰を推察した。分配係数の高い土壌を中間覆土層に使うと、放射性セシウムの通過を大幅に遅延し、放射能の自然減衰の効果を期待できる。さらに、放射性セシウムを含む廃棄物層への水の浸入を防止することで、遅延効果はさらに高まり*、放射能濃度は低減する。
- * 例えば、降雨量1,800mm/yrのうち、600mm/yrが浸透したときの、0.5m厚の覆土を¹³⁷Csが通過するのに必要な時間：埼玉土壌52年、ベントナイト97年等）
（第5回災害廃棄物安全評価検討会資料3-2より抜粋・一部追記）

ADMINISTRATION INFORMATION

別添資料

8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針

平成23年 8 月31日

環境省

環境省が6月23日に示した「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」においては、放射性セシウムの濃度が8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等については、処分の安全性が確認されるまでの間、一時保管とすることが適当とされている。今般、一時保管の後の安全な処分方法についての技術的な検討結果を以下のとおり取りまとめた。

1 安全な処分を行うための技術的な論点

「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」をとりまとめた際の知見は、次のとおりである。

- 放射性セシウム濃度（セシウム134とセシウム137の合計値。以下同じ。）が100,000Bq/kg以下の脱水汚泥等について、跡地を居住等の用途に供しないこととした上で長期的に適切な措置を講じる条件下で埋立処分した場合、跡地からの周辺住民の被ばく線量が年間 $10\mu\text{Sv}$ を下回るとの試算が得られている（原子力災害対策本部「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」）。
- 100,000Bq/kg以下の廃棄物を一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）で埋立処分する場合、操業中は、居住地域等の敷地境界から適切な距離をとれば、周辺住民の被ばく線量が年間1mSvを下回るとの試算が得られている（環境省「福島県内の災害廃棄物の処理における一時保管」別紙）。
- 放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物をそのまま埋立処分する場合の作業員の被ばく線量は、原子力安全委員会による作業員の目安である年間1mSvを下回っている。このように、8,000Bq/kgは作業員の安全も確保される濃度レベルである（環境省「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」参考3）。

以上のようなことを踏まえ、8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下のものについては、跡地利用の制限による一般公衆の被ばく防止及び電離放射線障害防止規則に準じた作業員の被ばく対策に加えて、次の(1)及び(2)により、安全に埋立処分することが可能と考えられる。

- (1) 放射性セシウムによる公共用水域や地下水の汚染が防止されること
 - ・長期間に渡って放射性セシウムを含む焼却灰と水が極力接触しないように対策を講じる。
 - ・そのうえで、放射性セシウムが溶出した場合の対応として、土壌吸着性を考慮し、土壌の層の上に埋め立てる。
 - ・さらに、放射性セシウムが流出してきた場合の対応として、処分場からの排水等のモニタリングを行い、必要に応じて排水処理を行う。
- (2) 跡地の利用制限を含め、長期的な管理が行われること

行政だより

2 放射性セシウムによる公共用水域や地下水の汚染の防止

一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）で埋立処分を行うに当たっては、2-1の共通事項に加え、2-2に掲げるいずれかの埋立方法により水との接触の防止又は低減化を図る必要がある。

また、2-3のとおり、処分場へ雨水が流入しない遮断型最終処分場で埋立処分を行うことも考えられる。

2-1 埋立てにあたっての共通事項

(1) 水との接触の防止又は低減化

- 1) 焼却灰は放射性セシウムが溶出しやすいものもあることから、水との接触を防止又は低減化するために、セメントで均質に混合し焼却灰が容易に崩れないように固化したもの（セメント固化と同等の接触や溶出防止効果のある他の方法であってもよい。以下、「セメント固化物」という。）を埋め立てる。飛灰の場合は、固化の際に土壌と混合することにより吸着効果を期待することも考えられる。養生する場合は、作業環境や敷地境界での空間線量率を考慮して適切に行う。
- 2) 一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）内の水が溜まりやすい場所での埋立ては行わない。

(2) 土壌層の上への埋立て

仮に埋立場所に水が浸入しても放射性セシウムが排水中に流出するのを遅らせるために、埋立場所の下部には土壌の層（厚さ50cm程度。）を設置する^(注1)。なお廃棄物層の上に土壌の層を設ける場合には、不同沈下に配慮する。

(3) モニタリング及び排水処理

- 1) 一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）からの排水がある場合は、水質のモニタリングを行う^(注2)。また、当面、経口摂取を考慮して定められた「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成十三年三月二十一日経済産業省告示第百八十七号）」別表第二で定められた濃度限度（三月間の平均濃度がセシウム134で60Bq/L、セシウム137で90Bq/L）（以下、「排水濃度限度」という。）^(注3)を目安として排水処理を行う。
- 2) 周辺の地下水の放射性セシウム濃度のモニタリングを行う^(注2)。

(注1) 土壌の層は中間覆土層であってもよい。

(注2) モニタリングの方法については、当面、「福島県内の災害廃棄物の処理における焼却施設及びモニタリング」（平成23年8月9日、環境省）により、排水、排水汚泥及び周辺の地下水について、1ヶ月に1回の頻度で行うことを基本とする。なお、処分場の状態を把握するため、放流水だけでなく、処理前の原水も測ることが望ましい。

(注3) 排水濃度限度は、同一人が0歳児から70歳になるまでの期間一定量水を摂取しても被ばく線量が一般公衆の許容値である年平均1mSvとなる濃度として設定されている。（参考文献：放射線審議会基本部会「外部被ばく及び内部被ばくの評価法に係る技術的指針」（平成11年4月）等）

ADMINISTRATION INFORMATION

(4) その他の管理

処分場において他の廃棄物と分けて埋め立て、埋立場所を記録する。

2-2 埋立方法

2-1 埋立てにあたっての共通事項 (1) 水との接触の防止又は低減化を図りつつ、以下の1)~3)のいずれかの埋立方法により、安全に処分する。

1) 隔離層の設置による埋立て

以下のア)~エ)の対策を行う。

ア) 埋め立てる際には、セメント固化物をフレコンバッグ等に入れ、粉砕しないように作業する。また、埋立作業により生じた空隙を土壌で充填する。

イ) 埋立区画の下部に隔離層を設置したうえで埋め立てるとともに、埋め立て後は、側面及び上部に隔離層を設置する。隔離層の要件は、以下のとおりとする。

①セメント固化物 1 m³当たり150kg以上、かつ埋立処分を行う際における一軸圧縮強度が0.98メガパスカル以上の強度が得られるような配合比^(注4)でセメントが混合されている場合：

(i) 埋立区画の上部の隔離層：厚さ30cm程度以上の土壌の層。透水係数の低いベントナイト等の土壌、透水係数 $K=1.0 \times 10^{-6}$ cm/s以下。

(ii) (i)以外の場所の隔離層：厚さ30cm程度以上の土壌の層。透水係数 $K=1.0 \times 10^{-6}$ cm/s以下でなくても構わないが、なるべく透水係数の低い粘土混合土等の土壌を用いることとする。

②セメント固化物が①の要件を満たさない場合：

(i) 埋立区画の上・下部及び水が浸入する側の側面の隔離層：①(i)と同じ。

(ii) (i)以外の場所の隔離層：①(ii)と同じ。

なお、①、②ともに、上部の隔離層については、不同沈下に配慮するとともに、水密性のアスファルトコンクリート（透水係数 $K=1.0 \times 10^{-7}$ cm/s以下。）を用いてもよい。

ウ) 降雨時に雨水が浸入するおそれのある埋立作業中の区画については、埋立作業時以外は上部をシート等の遮水性のあるもので覆う。また、雨天時の埋立作業は原則行わないこととするが、テント等の屋根で雨水の浸入を防止できる場合はその限りでない。

エ) 埋立てが終了した区画には、最終覆土を行う際に、雨水が冠水しないように隔離層の上部に排水勾配を作り、排水層^(注5)を設けるなどの処置を施す。

2) 長期間の耐久性のある容器による埋立て

以下のア)~ウ)の対策を行う。

ア) セメント固化物を蓋のある容器に入った状態で埋め立てる。

イ) 「容器」は、埋立作業中の破損だけでなく、劣化により破損しないよう、8,000Bq/kgまで低減するまでの期間程度の長期間の耐久性を確保した水密性の鉄筋コンクリート等の容器とする。

(注4) 焼却灰の含水率が高い場合などは、固化物の強度に影響を及ぼすおそれがあることから、あらかじめ含水率を把握しておくことが望ましい。

(注5) 排水層は、透水係数の高い材料による層であり、隔離層の上部に降った雨を速やかに排除することにより隔離層の保護を図るものである。

行政だより

ウ) 廃棄物・覆土等の荷重による容器が破損しないように留意する。容器と容器の間の空隙を土壌で充填する。また、容器及びその内容物の自重その他廃棄物・覆土等の荷重による処分場の設備類が破損しないように留意する。

3) 屋根付き処分場での埋立て

屋根付き処分場で、以下のア)～ウ)の対策を行う。

ア) 処分場が廃止されるまでの間、雨水が浸入しないよう適正な管理を行う。

イ) 埋立場所については、飛散防止のため以外の散水は行わない。

ウ) 埋立終了区画などについて、屋根と同等の機能を有する覆いにより閉鎖終了する場合を除き、屋根を取り外さない。屋根の設備等を定期的に確認し、雨水が処分場内に浸入しないように必要な修繕を行う。

なお、2-1 埋立処分にあたっての共通事項(1)2)については、屋根により雨水の浸入が防止されているため、不要である。

2-3 遮断型最終処分場での埋立て

一般廃棄物最終処分場(管理型最終処分場)以外に、有害な重金属等を含む廃棄物を埋め立てるための遮断型最終処分場での埋立処分が技術的に可能と考えられる。遮断型最終処分場は廃棄物が水と接触せず、排水が生じないため、管理が容易である。ただし、周辺の地下水の放射性セシウム濃度のモニタリングを行うこととする。

なお、既存の遮断型最終処分場は少ない(平成21年4月1日時点の全国の残存容量が16,085m³)。

3 周辺地域や作業員への放射線被ばくの防止

操業中の周辺地域や作業員への放射線被ばくを抑える観点から、敷地境界の被ばく線量を測定^(注6)するとともに、作業員の被ばくを電離放射線障害防止規則に準じて管理する。さらに、一日の作業終了後に覆土(即日覆土)を行う。なお、放射線遮蔽効果については、30cmの覆土を行うと空間線量率が40分の1程度になるとされている。ただし、作業員の被ばく線量が年間1mSvを下回る場合には即日覆土を行う必要はない。

4 跡地の利用制限を含めた長期的な管理

4-1 跡地の利用制限について

埋め立てられた焼却灰に含まれる放射性物質が安全なレベルまで低減するまでの期間、放射線の遮蔽の継続が必要である。

そのため、一般廃棄物最終処分場(管理型最終処分場)の埋立終了後においても、廃棄物処理法に基づく管理を基本として、以下の1)～3)のとおり、覆土が適切に行われたことの確認、土地改変及び跡地利用用途の制限、モニタリングや排水処理の継続により、放射性物質に関する長期的な管理を行う必要がある。

(注6) 敷地境界での空間線量率については、当面、「福島県内の災害廃棄物の処理における焼却施設及びモニタリング」(平成23年8月9日、環境省)により、1週間に1回の頻度で行うことを基本とする。

ADMINISTRATION INFORMATION

1) 覆土が適切に行われたことの確認

埋立てが終了した際には、覆土が適切に行われたかどうかを確認する。具体的には、覆土後の埋立地の空間線量率を詳細に測定し、バックグラウンドより著しく高い部分がないことを確認する。

2) 土地改変及び跡地利用用途の制限

放射線を遮蔽する効果が継続するように、放射性物質に汚染されたおそれのある焼却灰が埋め立てられた場所について、土地を改変しないこととし、跡地利用の用途の制限（居住等の用途に供しないこと）を行う。なお、水による放射性物質の処分場内での移動の可能性がある場合は、移動の可能性がある範囲も含めて土地改変及び跡地利用用途の制限を行う。

3) モニタリング、排水処理の継続

水との接触を低減化させるため、埋立終了後においては、沈下等に配慮しつつ、放射性物質に汚染されたおそれのある焼却灰が埋め立てられた場所について、当該場所に雨水が浸入する可能性のある範囲や、水による放射性物質の処分場内での移動の可能性がある範囲も含めて、可能な限り雨水浸入の防止の措置を取る。

また、埋立終了後も放射性物質が安全なレベルまで低減するまでの期間は、周辺地下水を含めたモニタリング^(注2)や、必要に応じて排水処理を行う。

4-2 民間業者の処分場について

長期的な管理が必要なため、民間業者が設置する処分場については、埋立終了後の長期間に渡るモニタリングや排水処理等が行われるよう、国、委託者である市町村等、施設の指導監督権限を有する県又は政令市が必要な指導を行うなどの措置を講じる必要がある。

また、埋め立てられた廃棄物の情報を公的に管理することが必要である。

5 その他

本方針は、現在の知見に基づき作成されたものであり、焼却灰の固化方法、放射性セシウムの溶出や処分場内における移動の防止等に関する新たな知見や技術開発により、他の処分方法を示すことができる可能性があることに留意されたい。

焼却施設で発生した焼却灰の測定により、東日本大震災以降、放射性セシウムの濃度が8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰が既に一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）に埋め立てられていることが明らかとなった場合、掘り返しを行うと放射性セシウムが飛散・流出により拡散するおそれがある。そこで、本方針を参考として雨水の流入防止措置等を講じつつ、長期的にモニタリングを行い、敷地境界での空間線量率がバックグラウンドと比べて著しく高くなく、かつ排水及び地下水等の放射性セシウム濃度が排水濃度限度を超えないことを確認することにより、周辺への安全性を確認することとする。

(参考1) 海面埋立処分場の取扱い

海面埋立処分場については、焼却灰と水との接触をなるべく抑える対策を講じうえて排水処理を行い、跡地の利用制限を含めた長期的な管理を行うことにより、安全に埋立てを行うことができる可能性があると考えられることから、今後、個別に対応を検討することとする。

行政だより

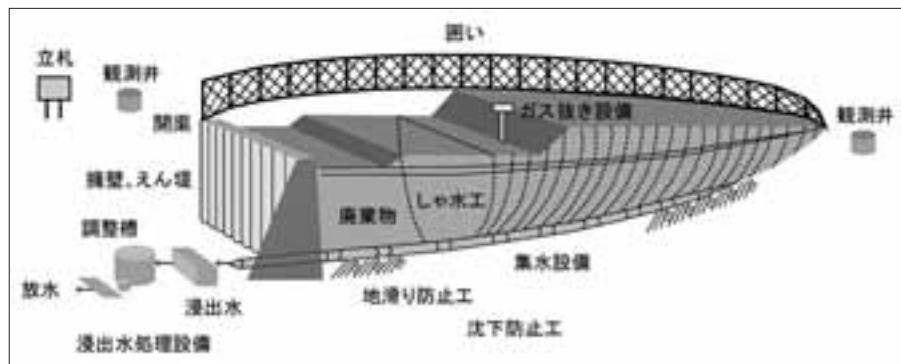
（参考2）放射性セシウム濃度が100,000Bq/kgを超える焼却灰の埋立て

放射性セシウム濃度が100,000Bq/kgを超える焼却灰については、有害な重金属等を含む廃棄物を埋め立てるための遮断型最終処分場での埋立処分が技術的に可能と考えられるが、埋め立てる焼却灰の放射性セシウムの濃度に応じ放射線の遮蔽のために必要となるコンクリート壁の厚さを確保するとともに、長期的な安全性の確保といった観点にも配慮して、適切な埋立処分の方法を検討すべきと考えられる。

また、焼却灰をセメント固化し、固化後の濃度が100,000Bq/kg以下になる場合には、8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下と同様の方法で処理することも可能であると考えられる。

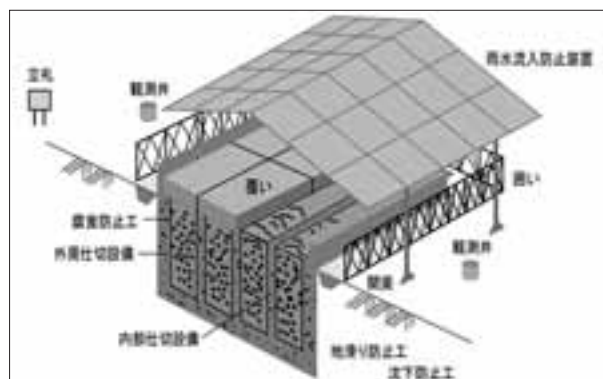
（参考3）管理型最終処分場及び遮断型最終処分場の概要

【管理型最終処分場】



- 管理型最終処分場では、保有水等による地下水汚染を防止するために、貯留構造物や二重構造の遮水工によって最終処分場内部と外部を遮断している。
- 処分場内で発生した保有水等を集排水管で集水し、浸出液（最終処分場の外へ排出された保有水等）処理施設で処理後、放流している。

【遮断型最終処分場】



- 遮断型最終処分場は、廃棄物中の有害物質を自然から隔離するために、処分場内への雨水流入防止を目的として、覆い（屋根等）や雨水排除施設（開渠）が設けられる。
- 産業廃棄物を貯留して周辺環境と遮断する設備として、外周仕切設備（一軸圧縮強度が25N/mm²以上の水密性鉄筋コンクリートで厚さが35cm以上）が設けられる。
- 埋立面積50㎡又は埋立容量250m³を超える場合には、内部仕切設備（外周仕切設備と同等の仕様）を設け、1区画が埋立面積50㎡又は埋立容量250m³を超えないように区画割をしなければならない。
- 埋立処分が終了した区画は、外周仕切設備等と同等仕様の覆いにより完全密封する。

ADMINISTRATION INFORMATION

環廃産発第110831002号

平成23年 8 月31日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び
「微量ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬ガイドライン」の一部改訂について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な収集及び運搬については、平成22年 6 月30日付け環廃産発第100630001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬ガイドラインの一部改正について」、及び、平成21年11月20日付け環廃産発第091120005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」に基づいてご指導いただいているところであるが、今般、収集運搬における液抜きに係る検討等を踏まえ、内容を一部改訂し、別添の通りとりまとめたので通知する。

貴職におかれては、本ガイドラインに沿って適正に収集及び運搬されるよう、関係者に対する周知、指導方よろしく願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

- PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成23年 8 月改訂）
<http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/index.html>
- 微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン（平成23年 8 月改訂）
<http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/index2.html>
- 絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル（第3版）（平成23年 5 月）
http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/sim_method-io.pdf

行政だより

事務連絡

平成23年9月1日

各都道府県・政令市 産業廃棄物行政主管部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

産業廃棄物処理施設における 放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下の焼却灰等の処理について

産業廃棄物処理施設において放射性物質が検出された焼却灰等の処分方法については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の場合には、平成23年8月31日付け「8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針について」（環廃対発第110831001号、環廃産発第110831001号）が示されたところである。

焼却灰等から8,000Bq/kg以下の放射性セシウム濃度が検出された場合には、「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」（平成23年6月28日付け環境省事務連絡。別添1）（2）当面の取扱いに準じて対応していただきたい。

なお、焼却灰等を再利用する場合は、当面の間は、「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」（平成23年6月23日付け環境省。別添2）5. 再生利用についてに準じて対応して差支えない。

ただし、焼却灰等以外で国が別途取扱いの考え方を定めているものについては、当面の間、当該考え方等にしがたい対応していただきたい。

なお、東北地方及び関東地方等の16都県に対しては、「産業廃棄物への放射性物質混入可能性の先行調査について（要請）」（平成23年7月5日環境省事務連絡。別添3）により、焼却灰のサンプル調査を要請し、併せて上記と同様の取扱いをお願いしたところである。調査結果については、各都県のご協力の下取りまとめているところであり、近日改めてご連絡する予定である。

以上

<担当>

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 山縣・佐川
TEL:03-3581-3351 内線 6875/6895
E-mail: hairi-sanpai@env.go.jp

ADMINISTRATION INFORMATION

事務連絡
平成23年9月15日

(別記) 産業廃棄物行政主管部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

産業廃棄物処理施設における放射性物質に
汚染されたおそれのある廃棄物の処理について

1. 産業廃棄物への放射性物質混入可能性の先行調査の結果

東京都の一般廃棄物焼却施設の飛灰から8,000Bq/kgを超える放射性セシウムが検出されたことを受けて、7月5日、「産業廃棄物への放射性物質混入可能性の先行調査について」を整理し、東北地方及び関東地方等の16都県に対して、産業廃棄物処理施設の焼却灰のサンプル調査を要請するとともに、当面の取扱いを示した。

上記の測定要請を受けて、16都県における焼却灰中の放射性セシウムの測定が実施されており、その結果を今般取りまとめた(別添資料)。

2. 今後の対応

(1) 焼却灰等の埋立の促進

産業廃棄物処理施設において放射性物質が検出された焼却灰等の処分方法については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の場合には、平成23年8月31日付け「8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針について」(環廃対発第110831001号、環廃産発第110831001号)に、また、8,000Bq/kg以下の焼却灰等の場合には、9月1日付け事務連絡「産業廃棄物処理施設における放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg以下の焼却灰等の処理について」にしたがい、適切に行っていただきたい。

(2) 産業廃棄物処理施設における放射性物質の測定

今回の先行調査で焼却灰から一定レベル(8,000Bq/kgの概ね8割程度)以上の放射性セシウムが検出された焼却施設及び16都県下における、今回の先行調査の対象にならなかった産業廃棄物焼却施設のうち、屋外から流入する水が含まれる可能性のある汚泥や、屋外に置かれていた木くず、廃プラを処理する施設においては、国としても予算措置を講じたいと考えているが、当面、関係都県・政令市の負担により、焼却灰の測定を実施していただきたい。

また、環境省においても、今回の先行調査において焼却灰から8,000Bq/kgを超える放

行政だより

放射性セシウムが検出された施設の追跡調査、及び他の類似施設の焼却灰についての調査を実施することとしており、関係都県・政令市におかれては、事業者への働きかけなどについてご協力をお願いします。

以上

<担当>

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 山縣・佐川
TEL:03-3581-3351 内線 6875/6895
E-mail: hairi-sanpai@env.go.jp

(別記)

都県

岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県
茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県
新潟県
山梨県
長野県
静岡県

政令市

仙台市
千葉市
横浜市
川崎市
横須賀市
新潟市
静岡市
浜松市
宇都宮市
秋田市
郡山市
いわき市
長野市
相模原市
さいたま市
川崎市
船橋市
盛岡市
柏市
前橋市
高崎市

ADMINISTRATION INFORMATION

すべての都道府県で地域別最低賃金額が改定されました

- すべての都道府県の地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、平成23年9月30日から11月11日までの間に順次効力が発生します。
- 最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めるもので、使用者は最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。
- 仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたこととなり、最低賃金額を支払わなくてはなりません。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則（50万円以下の罰金）が定められています。
- 貴社の労働者の賃金額が地域別最低賃金額を下回ることはないよう、金額をご確認ください。
- 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

平成23年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	705	H23. 10. 6	石川	687	H23. 10. 20	岡山	685	H23. 10. 27
青森	647	H23. 10. 16	福井	684	H23. 10. 1	広島	710	H23. 10. 1
岩手	645	H23. 11. 11	山梨	690	H23. 10. 20	山口	684	H23. 10. 6
宮城	675	H23. 10. 29	長野	694	H23. 10. 1	徳島	647	H23. 10. 15
秋田	647	H23. 10. 30	岐阜	707	H23. 10. 1	香川	667	H23. 10. 5
山形	647	H23. 10. 29	静岡	728	H23. 10. 14	愛媛	647	H23. 10. 20
福島	658	H23. 11. 2	愛知	750	H23. 10. 7	高知	645	H23. 10. 26
茨城	692	H23. 10. 8	三重	717	H23. 10. 1	福岡	695	H23. 10. 15
栃木	700	H23. 10. 1	滋賀	709	H23. 10. 20	佐賀	646	H23. 10. 6
群馬	690	H23. 10. 7	京都	751	H23. 10. 16	長崎	646	H23. 10. 12
埼玉	759	H23. 10. 1	大阪	786	H23. 9. 30	熊本	647	H23. 10. 20
千葉	748	H23. 10. 1	兵庫	739	H23. 10. 1	大分	647	H23. 10. 20
東京	837	H23. 10. 1	奈良	693	H23. 10. 7	宮崎	646	H23. 11. 2
神奈川	836	H23. 10. 1	和歌山	685	H23. 10. 13	鹿児島	647	H23. 10. 29
新潟	683	H23. 10. 7	鳥取	646	H23. 10. 29	沖縄	645	H23. 11. 6
富山	692	H23. 10. 1	島根	646	H23. 11. 6			

行政だより

平成23年度地域別最低賃金改定一覧

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	発行年月日
北海道	705 (691)	14	平成23年10月6日
青森	647 (645)	2	平成23年10月16日
岩手	645 (644)	1	平成23年11月11日
宮城	675 (674)	1	平成23年10月29日
秋田	647 (645)	2	平成23年10月30日
山形	647 (645)	2	平成23年10月29日
福島	658 (657)	1	平成23年11月2日
茨城	692 (690)	2	平成23年10月8日
栃木	700 (697)	3	平成23年10月1日
群馬	690 (688)	2	平成23年10月7日
埼玉	759 (750)	9	平成23年10月1日
千葉	748 (744)	4	平成23年10月1日
東京	837 (821)	16	平成23年10月1日
神奈川	836 (818)	18	平成23年10月1日
新潟	683 (681)	2	平成23年10月7日
富山	692 (691)	1	平成23年10月1日
石川	687 (686)	1	平成23年10月20日
福井	684 (683)	1	平成23年10月1日
山梨	690 (689)	1	平成23年10月20日
長野	694 (693)	1	平成23年10月1日
岐阜	707 (706)	1	平成23年10月1日
静岡	728 (725)	3	平成23年10月14日
愛知	750 (745)	5	平成23年10月7日
三重	717 (714)	3	平成23年10月1日
滋賀	709 (706)	3	平成23年10月20日
京都	751 (749)	2	平成23年10月16日
大阪	786 (779)	7	平成23年9月30日
兵庫	739 (734)	5	平成23年10月1日
奈良	693 (691)	2	平成23年10月7日
和歌山	685 (684)	1	平成23年10月13日
鳥取	646 (642)	4	平成23年10月29日
島根	646 (642)	4	平成23年11月6日
岡山	685 (683)	2	平成23年10月27日
広島	710 (704)	6	平成23年10月1日
山口	684 (681)	3	平成23年10月6日
徳島	647 (645)	2	平成23年10月15日
香川	667 (664)	3	平成23年10月5日
愛媛	647 (644)	3	平成23年10月20日
高知	645 (642)	3	平成23年10月26日
福岡	695 (692)	3	平成23年10月15日
佐賀	646 (642)	4	平成23年10月6日
長崎	646 (642)	4	平成23年10月12日
熊本	647 (643)	4	平成23年10月20日
大分	647 (643)	4	平成23年10月20日
宮崎	646 (642)	4	平成23年11月2日
鹿児島	647 (642)	5	平成23年10月29日
沖縄	645 (642)	3	平成23年11月6日
全国加重平均額	737 (730)	7	

※括弧書きは、平成22年度地域別最低賃金額

ADMINISTRATION INFORMATION

統第2801号
平成23年10月28日

社団法人 大阪府産業廃棄物協会長 様

大阪府総務部統計課長

平成24年経済センサス一活動調査の実施にかかる御協力について(依頼)

仲秋の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は大阪府政に対しまして、御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成24年経済センサス一活動調査は、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する我が国唯一の調査であり、全国の全ての事業所を対象に実施することから「経済の国勢調査」と言えるものです。特に、平成24年2月に実施する今回の調査は、我が国の経済活動への震災の影響を産業別、地域別に把握できる唯一の統計調査であり、調査結果は、今後の復興の状況を確認するための貴重な資料となります。

この調査を御理解いただくとともに円滑に実施するため、あらかじめ御連絡させていただきましたとおりポスター並びにリーフレットを送付させていただきますので、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

連絡先：大阪府総務部統計課
事業・産業グループ
(小梶・福元・藤田)
☎ 06-6210-9205
FAX 06-6210-9210

行政だより

経済の国勢調査【平成24年経済センサス一活動調査】

総務省・経済産業省では、各府省協力のもと、平成24年2月1日に「平成24年経済センサス一活動調査」を実施します。大阪府及び市町村は、統計法施行令第4条に定められた地方公共団体が処理する事務を行います。（法定受託事務）

この調査は、わが国の全産業における経済活動の状況を明らかにするためのとても重要な調査ですので、皆様のご理解をお願いいたします。

経済センサスってなに？

- ◆「センサス」とは「全数調査」の訳語です。
- ◆お店や工場、会社などを調査の対象として、日本のすべての産業の実態を明らかにする経済の国勢調査です。



調査はいつどんなふうに行われるの？

- ◆調査期日
平成24年2月1日現在で実施します。調査票は1月末日までに配布され、2月1日から回収されます。
- ◆調査対象
全国すべての事業所（お店や工場、会社、協同組合など）が対象です。
（農林漁業の個人経営の事業所や、家事サービス、外国公務の事業所、国及び地方公共団体の事業所などは対象外となります。）
- ◆調査方法
事業所・企業の規模などに応じて、調査員による調査と国・大阪府・市区による調査に分けて行われます。
【支店のないお店などは…】調査員調査
支店を持たないお店や工場、会社などは、大阪府知事が任命した調査員が調査をします。
調査員が直接お店などを訪問して、調査票への記入のお願いと調査票の配布・回収をします。
【支店のあるお店などは…】本社一括調査
支店を持つお店や工場、会社などは、国・大阪府・市区が調査をします。
調査票を本店に直接郵送して、郵送またはインターネットを利用して支店分も含めた調査票を回収します。

ADMINISTRATION INFORMATION

何を調査するの？

- ◆名称、所在地、従業者数、事業所の主な事業の内容、売上や費用の金額などを調査します。



調査結果から何がわかるの？

- ◆調査結果から、次のようなことがわかります。
たとえば…お店や工場・会社の数、従業者の数とその移り変わり
お店や工場・会社の産業別や地域別の分布状況
産業ごとの売上高や売上費用の構造 など

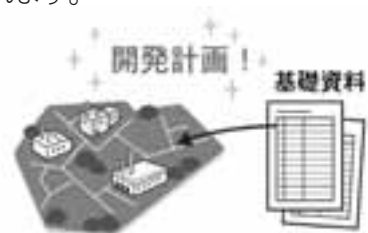
調査に答えるのは義務？

- ◆この統計調査は、「統計法」という法律に基づいて行われます。
この法律では、経済センサスのような国の重要な統計調査について、調査を受ける人には報告する（答える）義務があり、報告を断ったり、うその報告をしたときの罰則を定めています。
また、安心して調査に答えられるよう、調査員や調査の関係者には調査内容の秘密を守る義務が定められており、調査によって集められた情報をその統計を作成する以外の目的に使うことを禁止しています。
また、これらに違反した者に対する罰則も定めています。



調査結果はこのように利用されます

- ◆地方消費税を都道府県や市町村に交付する際に利用されます。
- ◆地域の産業振興や商店街活性化のための施策に利用されます。
- ◆工業団地開発計画・企業誘致施策のための基礎資料として利用されます。
- ◆地方公共団体による、中心市街地活性化基本計画の施策に利用されます。
たとえば、中心市街地における経済活動の現状を把握するため
事業所数、従業者数、年間販売額等が利用されます。
施策の一例…アーケード架け替え工事、街路灯の整備など





ここでは、社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成23年8月～平成23年11月）の概要を紹介します。

エコアクション21認証登録に関する説明会

日 時：平成23年8月5日（金曜日）14時00分
場 所：大阪府産業廃棄物協会/会議室
内 容：エコアクション21認証登録制度及びプログラムについて
参加者数：17名（13社）

全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会事務局責任者会議

日 時：平成23年8月18日（木曜日）14時00分
場 所：大阪府産業廃棄物協会/会議室
議 題：公益法人制度改革について
参画者：松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
龍野 浩一（事務局次長）

第11回 企業による森づくり連絡調整会

日 時：平成23年8月26日（金曜日）10時00分
場 所：堺第7-3区管理事務所/会議室
参画者：松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
田中 千議（事務局事業主任）

廃棄物処理法の基本と3R推進セミナー

日 時：平成23年9月6日（火曜日）13時30分
場 所：大阪科学技術センター/セミナールーム
講 師：龍野 浩一（事務局次長）

産業廃棄物処理実務者研修会

日 時：平成23年9月15日（木曜日）～16日（金曜日）
場 所：伊那プリンスホテル・メルパルク長野
講 師：田尾 利光（参与）

廃棄物不適正処理巡視事業

日 時：平成23年9月27日（火曜日）午前7時30分
場 所：大阪市西成区
参加者：池辺 充（収集運搬部会員）
垣中 清忠（収集運搬部会員）
小野 博之（青年部）
高田実佐大（青年部）
田中 千議（事務局事業主任）

産業廃棄物処理実務者研修会

日 時：平成23年10月6日（木曜日）
場 所：三重県勤労者福祉会館/6階講堂
講 師：田尾 利光（参与）

全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会

日 時：平成23年10月11日（火曜日）15時00分
場 所：琵琶湖ホテル/2F
議 題：大阪湾広域臨海環境整備センターの基本計画の変更と処分料金改定案について
平成23年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者推薦の件
台風12号による災害協力について 他
参画者：國中 賢吉（会長）
田中 正敏（副会長）
浜野 廣美（副会長）
白坂 悦夫（副会長）
三ッ川卓生（副会長）
片淵 昭人（副会長）
松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
田中 千議（事務局事業主任）

第1回大阪マラソン・チャレンジラン (廃棄物の処理協力)

日 時：平成23年10月30日(日曜日)
場 所：スタート：大阪城公園前～ゴール：インテックス大阪
協力企業：株式会社小野商店
株式会社国中環境開発
合同衛生株式会社
株式会社さつき
信和商事商事株式会社
株式会社大建工業所
大都クリーン株式会社
株式会社布施興業
株式会社ムトウ

循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰

受賞者：片渕 昭人 [副会長]
(株式会社興徳クリーナー 代表取締役)



環境衛生功労者・優良施設知事表彰

受賞者：三ッ川卓生 [副会長]
(エスク三ッ川株式会社 代表取締役)



全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会 事務局職員研修

日 時：平成23年11月11日(金曜日) 15時00分
場 所：橿原ロイヤルホテル / 3 F 白樺の間
参画者：松田 裕雄 (専務理事兼事務局長)
龍野 浩一 (事務局次長)
田中 千議 (事務局事業主任)
福原 睦美 (事務局総務主任)
辻岡 昌子 (事務局調査担当)
内海 浩子 (事務局業務担当)

その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処分部会を開催しました。また、全国産業廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科会に参画しました。



クローズアップ **1**

廃棄物不適正処理 巡視事業報告 平成23年9月27日実施

収集運搬部会を中心に大阪府内における廃棄物の不法投棄の巡視活動が本格始動しました。不法投棄の早期発見や、不法投棄そのものの防止啓発を目的とし、巡視活動内容は大阪府に報告され、今後の廃棄物施策に役立てられます。



この車両で巡視しています！

実施日 平成23年9月27日（火曜日）
 巡視地域 大阪市西成区
 巡視時間 7時32分～11時04分
 巡視メンバー 収集運搬部会員：池辺 充（㈱大晃運送） 垣中清忠（アクティヤマト㈱）
 青年部会員：小野博之（合同衛生㈱） 高田実佐大（㈱高産）
 事務局職員：田中千議

結果概要

あいりん地区内の5箇所を的を絞り、8時ごろから巡視を開始しました。全ての地域に共通して、地域で生活している方々の生活系の廃棄物と若干の産業廃棄物が混在したような廃棄物の不法投棄でありました。

9時頃から、大阪市環境事業局の撤去作業が行われており、1箇所を除き撤去後の状態を確認したところ、撤去は完全に行われていました。

撤去されたとはいえ、同地域では不法投棄が繰り返し行われているようで、今後も当分の間、不法投棄は無くならないと考えられます。

地域の実情を考えると難しいことではありますが、少しでも不法投棄が少なくなるよう、何らかの方策がなされることが望まれます。



クローズアップ

2

第1回大阪マラソン・チャレンジラン

平成23年10月30日開催



大阪城公園から大阪市役所までの8.5kmのチャレンジランコースと大阪城公園から御堂筋、中之島公会堂、京セラドーム大阪、通天閣などの大阪の名所を巡る42.195kmのフルマラソンコースを走る第1回大阪マラソンが開催されました。約3万人のランナー、そして交通規制解除を知らせるパトカーが走り去った後、最後の最後に路上に残されたペットボトル約3,500kg、コーステープ・ポンチョなど約2,000kgの産業廃棄物は当協会会員企業の9社のご協力によって処理されました。

ご協力いただいた会員企業

株式会社小野商店

合同衛生株式会社

信和商事株式会社

大都クリーン株式会社

株式会社ムトウ

株式会社国中環境開発

株式会社さつき

株式会社大建工業所

株式会社布施興業

※五十音順

協会としてもこのような形での活動は初めてでしたが、快くボランティア活動にご協力をいただいた会員企業の皆様のお陰で、無事に作業が終了し心から感謝申し上げます。ここで協力活動にあられた皆様のご感想をご紹介します。

O S K 通 信
O S K / t s u s h i n

株式会社小野商店 瀬戸口時明さん・小野浩志さん

(株)小野商店は、給水所（10km、23km、35kmの3箇所の地点）のペットボトルの収集運搬を4tパッカー車で行いました。

初めての収集作業でしたので、事前の準備に時間がかかりましたが、収集作業は、ボランティア等の方々のご協力で、きっちり分別がされていたので、予定の時間より1時間弱程早く収集が終わりました。しかしながら、夕方頃から車の渋滞に巻き込まれ、最終的には予定どおりの時間で終了しました。



株式会社布施興業 富永雅弘さん・野口大介さん

大阪マラソン大会のボランティア活動に参加させて頂きました。



報道や広告では華やかさ、すばらしさを歌っているが、地球環境や資源の有効利用など表舞台より遥かにエコを感じさせる沿道のサービス、清掃、回収、整理の流れの良さがありました。

初めての試みであったが、最終ランナーが通過して道路規制解除までの僅かな時間の中で感じた清掃活動の難しさ、楽しさ、充実感、布施興業の社員（野口、富永）として参加できた事、社としても同様に感じた貴重な経験と達成感は、代えがたいものとなりました。この機会をいただきました協会に感謝を述べると共に、次回の参加を希望します。

大都クリーン株式会社 栢森大輔さん・藤江 純さん

当日はあいにくの曇り空のスタートでしたが、ランナーの成績を後押しするには丁度良い気候だったと思います。私ども大都クリーン(株)はペットボトルの運搬と処理受入の担当を致しました。初の大阪マラソン開催ということで、分別はきっちりされているのか、回収は予定通りの時間で行えるのか、もし打合せと違うことが発生したら…、など少々不安を感じながら活動をスタートさせました。

実際、概ね分別はされていましたがゴミ袋を見つけたら迅速に回収するというので、積み残しのない様、一般の車の通行の邪魔にならない様、注意を払いながら収集しました。

おそらく何度か回を重ね試行錯誤のうえ、ポアボランティア作業マニュアルが完成するのでしょうか。今回の私どもの活動が少しでもその助けになれば嬉しい限りです。



株式会社さつき 中西一人さん・吉原秀樹さん

今回の大阪マラソンでは、5キロ給水所から30キロ給水所まで（日本橋から玉出）の間の4箇所の給水所で、集められたペットボトルの回収に協力しました。

マラソンの時は全面的な通行規制がされていましたが、収集する時には、一部の地域で規制が解除されており、渋滞が始まり回収に手間取ったこともありました。ランナーが走る時間だけではなく、廃棄物の回収の時間も含めてスケジュールを立てて欲しいものです。多くの給水所ではボランティアスタッフの方々が分別回収など熱心におられました。キャップを外しているところ、ラベルを外しているところなど様々で、もう少し統一して欲しいと感じました。

やはり何事も、第1回目のイベントとなれば、色々と課題が残るものですね。しかし今回は第一回目という記念すべき時に協力することができました。今後も様々なボランティア活動に参加をしていきたいと考えております。



株式会社大建工業所 梶 一行さん・片山 稔さん

この度、大阪マラソンに伴う協力企業（産業廃棄物収集運搬業務）として参加させて頂きました。

弊社の担当エリアは、「スタート会場の大阪城公園内」と、「チャレンジランゴールの中央公会堂」でした。

事故・トラブルもなく作業を終えることが出来ましたのも、運営本部ならびに各担当部署の方々のご苦勞のお蔭と感謝しております。第二回・第三回と大阪を元気にさせる“大阪マラソン”を是非とも継続して下さい。



合同衛生株式会社 小野博之さん・武田慶一さん

当社は2tプレス車を提供し、給水所のペットボトル回収を担当しました。正味の運搬重量は480kgでした。嵩で考えると限界近くまで積載したと思います。当社の回収ポイントだけの話ですが、分別については9割ほど出来たかとは思いますが。

次回以降協力企業を募るのであれば、2tプレス車は2カ所回収にして4t（3t）プレス車は3カ所回収するなど、協力企業の提供可能車両に応じて回収量や回収場所、回収内容を検討してはいかがでしょうか？

ランナーが走った後、規制解除後の仕事になるので、PR効果も乏しく、手弁当で車両経費もすべて会員企業持ちでは協会が率先して協力を呼び掛ける必要はないというのが正直なところです。





株式会社ムトウ 西塚賢二さん

今回は、大阪マラソンに清掃ボランティアとして参加させて頂き貴重な体験をさせて頂きました。本当に、有難うございました。

マラソン開催当日は天候も雨が降っていて少し、肌寒い感じがしました。大勢のランナーの走った後を掃除しました。私たちは、沿道テープの回収作業となっていましたので全コースの半分位を巡視しながら約20キロメートルの距離の沿道テープを回収しました。これからも、この様なボランティア活動に積極的に参加をしていきたいと思えます。関係者の方々、本当にお疲れさまでした。

瀧川泰志さん

今回のボランティアは初回開催で知らなかった市民の方もおられるのか、作業地点移動時に大渋滞が起っていたのが印象的でした。夕方には降雨もありましたが、悪天候下での作業経験もできたという意味で貴重な体験ができました。



株式会社国中環境開発 大野孝志さん

株式会社国中環境開発では、株式会社ムトウ様と信和商事株式会社様が回収されてきた沿道テープの処分をさせて頂きました。

今回はフルマラソンということで、距離にして42.195km、道の両側にテープが貼られているので、その倍、テープの結び目なども考えると、長さにして100kmくらいになったと思われます。テープといっても、長さが100km分となれば、かなりの量になりました。



今回の大阪マラソンには多数の参加者が集まり、大成功のイベントとなったようですが、どんな事業をしても必ず廃棄物は発生するものです。今回のようなイベントで出てくる廃棄物を適正に処理している我々のような存在は、一般の方々には、あまり意識されるものではないかもしれませんが、廃棄物の適正処理があって、初めて成功したと言えるものだと思います。

人々の活動によって必ず排出される廃棄物を処理しているものとして、今後も様々なことに協力させて頂きたいと考えております。

信和商事株式会社 貝尻智成さん・百地秀仁さん

10月17日に、大阪市中央区にあります「大阪府産業廃棄物協会」におきまして「大阪マラソン」開催についての説明会があり、担当箇所、回収物の割り当てが決められました。

社会貢献の一環として右も左もわからない状態での「大阪マラソン」ボランティア初参加です。

回収物としては、ペットボトル、沿道テープの2種類です。

ボランティア参加社として、当社を含めて9社の参加がありました。最初に回収物の振り分けが決められ、回収車もA班・B班と分けられました。A班は午前9時30分、B班は11時30分集合となりました。当社が割り当てされましたのはB班フォロー車として「沿道テープ」の回収42.195km分を集めるという仕事です。

当日、遅れてはいけないと京都本社を9時過ぎに出発し、約1時間前に集合場所であります地下鉄長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク」駅前に到着しました。説明会で配布された地図を頼りに、午前11時半に大阪城内にある野球場3箇所からの回収となりました。

球場内の回収が終わり、いよいよ沿道の回収へとパッカー車を進めて行きます。片町から中央公会堂・御堂筋・難波・千代崎橋・大正橋・恵比寿・玉出・南港、ゴールであるINTEX大阪の順でマラソンコース通りに回収作業をしました。

回収は決められた地点に置いてあるのではなく、沿道を見ながら走行し見つけては停車して、回収するという作業でした。

交通規制もほぼ終わっており、一般車が走行している中をいつでも止まれるスピードで走行し、テープを見つけては停車し回収するという作業が何十回と続きました。停車すれば、後続車に迷惑をかけるという事で普段の業務より敏速に作業を行わなくてはと、ある意味プレッシャーを感じながら回収作業がゴール地点まで続きました。曲がらなくてはならない交差点を曲がらず直進したり、途中から雨が降ってきたりと、なかなか大変なボランティア活動でした。

そんな中で回収作業が終了し、回収物を降ろす為に堺にある工場まで行き、本社に帰ったのが午後8時でした。

駐車場に、一日働いてくれたパッカー車を駐車させ一息つく空腹に襲われました。

考えてみれば、缶コーヒー1本、昼食もとらず作業をしていました。家に帰り、風呂に入り、直ぐに寝てしまうという一日でありました。



〳〵後日の打ち上げ風景〳〵



皆様本当に
ありがとうございました！

新規入会会員紹介

正会員

株式会社 タイヨーP.U.S

代表者	代表取締役 石川 竜三
住所	〒574-0072 大阪府大東市深野2-6-5
電話番号	072-874-5116
FAX番号	072-873-1286
業務内容	建設工事業 給排水衛生設備の官工事並びに保守、管理 及び修繕業務 P C Bの無害化処理の技術開発等

賛助会員

株式会社 かねでんエンジニアリング 環境事業部

代表者	環境事業部長 須田 泰一朗
住所	〒530-6691 大阪府大阪市北区中之島6-2-27
電話番号	06-6448-5711
FAX番号	06-6448-3198
業務内容	P C B処理設備の設計、施行、点検、保守、運転他



Clean Life

クリーンライフ

これまでに発行したClean Lifeのバックナンバーをご用意しております。数に限りがございますので、ご希望の方はお早めに事務局までご連絡下さい。

別冊

- 改正廃棄物処理法 新旧対照
- 改正廃棄物処理法施行令 新旧対照
- 改正廃棄物処理法施行規則 新旧対照
- 部長通知・課長通知



別冊 (平成23年5月27日発行)

5

- PCBの処理状況
- 全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議資料



第37号 (平成21年5月1日発行)

BACK

バックナンバーの探内

NAMBER

8


- 座談会「公益社団法人への移行を踏まえた委員会・部会の運営について」
- 廃棄物処理制度専門委員会報告書(巻)について



第38号 (平成21年8月28日発行)

12

- 「産業廃棄物処理業者の経理的基礎」について考える



第39号 (平成21年12月1日発行)

3

- 廃棄物管理士の普及促進に向けて



第40号 (平成22年3月10日発行)

5

- 廃棄物処理法の改正動向



第41号 (平成22年5月28日発行)

9

- 続・廃棄物処理法の改正動向



第42号 (平成22年9月13日発行)

12

- 汚染土壌の処理業に関するガイドライン(暫定版)



第43号 (平成22年12月3日発行)

3

- 改正廃棄物処理法 政省令(新旧対照)



第44号 (平成23年4月1日発行)

5

- 優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル



第45号 (平成23年5月27日発行)

8

- どうする? 東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理



第46号 (平成23年8月31日発行)

連絡先：社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016

Member	会社名 株式会社エコフレンドリー			
会員紹介	住所		大阪府堺市南区和田160番地	
	代表者名	水谷 充 寛	代表者役職	代表取締役
Information	従業員数	33名	会社設立日	平成14年5月9日

I N T E R V I E W



代表取締役社長

水谷 充 寛

インタビュー

Q

本日はお忙しい中、ありがとうございます。
まずは、事業内容を教えていただけますか？

当社は、ホールさんなどに設置されているパチンコ、パチスロといったアミューズメント関係で不要になった物の処理を中心とした事業を行っています。その中で、リユース・リサイクルできる物に関してはリメイク等を行って、リサイクル100%を目指して処分を行っています。

リサイクル品の出荷先としては、遊技機についている液晶については再用品として出荷をし、プラスチック・金属・木くずでリサイクルできる物に関しては、リサイクル会社に売却をし、リユースしていただいています。また、パチンコ台がメーカー自身でリメイクされることも多く、その場合には部品をメーカーに返却して再利用していただいています。

また、昨今ではお客様のニーズも多様化しているため、平成21年には倉庫業の登録免許も取得して保管業務を行っています。



Q2

社長は、今の業界に入られる前にパチンコに関するお仕事をされていたのですか？

元々、私は土木業でコンクリートのプレキャストの二次製品の製造販売、施工をしていました。そこでリサイクル生コンなどを扱っていたことが、リサイクルに係わるきっかけとなりました。

その当時は建設省の仕事に係わることも多かったのですが、リサイクル製品を普及させようと思って働きかけても、設計の基準に合わないと言われることが多く、そのハードルの高さにもいつも悩まされていました。建設資材のリサイクル製品の難しさに悩まされながら「他に何かリサイクルに係われることはないのか？」と考えていた時に、私の親戚が名古屋で自動車関係の下請けの仕事でプラスチックペレットを扱っていた関係で、プラスチックについて色々とお話を頂き、自然とプラスチックのリサイクルに取り組むこととなりました。

本格的にプラスチックのリサイクルに取り組もうと考えた時、「何にプラスチックが多く使われているのか？」を考えた時、私が名古屋出身ということで、パチンコ台に目をつけたことが、今の仕事の始まりになっています。



社員犬ラブちゃんです



Q3

パチンコ業界は、部外者にとっては良く分からない世界なのですが、処理されているお立場から、何かお話を聞かせてもらえますか？

遊技業界の廃棄物排出の流れとしては、“製造メーカーがパーツリサイクルを目的として、ホールから回収する流れ”“ホールが遊技機の入替えで不要となって廃棄処分する流れ”“販売商社が遊技機を販売したときに回収する流れ”といった3つの流れがあります。

どの流れで排出されるかは、遊技機の所有者（所有権）で決まるわけですが、メーカー指定の物に関しては、下取り行為で出てくるものが多く、弊社はメーカー指定工場にさせていただいています。メーカールートは東京と名古屋がほとんどですが、メーカーでは広域制度の資格を取得されており、弊社はその指定工場として追加の申請をさせていただいており、準備を進めています。

I N T E R V I E W

INTERVIEW

Q4

東日本大震災の影響も出ていますか？

かなり出ています。パチンコ台の販売時期が遅れたり、部品メーカーの多くが東北に工場があるために部品の供給ができずに遊技機製造が出来ないという事態が発生しています。遊技機が作れないということで遊技機入れ替えの頻度が少なくなり、弊社に持ち込まれる廃棄台が減少し、売上自体が減少したりと非常に大変な事態が起きています。その反面、普段は解体して有価物として販売していたものが、製造メーカーからの要望により部品の再利用を目的としたパーツリサイクルを行ったり、製造メーカーとの信用が深まったり、新たなお付き合いが始まったりしています。

また、「やっぱりあの台は返して欲しい」と、急な排出先からの返却依頼があったりするので、解体せずに保管しなければならないことが多く、保管業務が増えてきており、取得している倉庫業の登録免許が非常に役に立っています。処理してから返すことはできないので、必ず廃棄台と共に廃棄依頼リストを提出してもらい、処分する前に再度弊社から明細書を提出して、お客様の承認を得てから処分するなど、トラブルが発生しないように細心の注意を払っています。



倉庫風景

Q5

ところで、御社のようにパチンコ台の処分をしている会社はどれくらいあるのですか？



パチンコ台の釘抜き作業のようす

パチンコの処理に関しては遊技6団体で処理業者の認定登録制度があり、この認定登録された処理業者に処理委託する事を遊技業界全体のルールとして推進・啓蒙されています。認定登録制度を設けることで、業界一丸となって、不法投棄・不法輸出が起らないように努めています。現在、遊技6団体の認定登録を受けた中間処理業者は全国に43社あり、このうちの6社が弊社を含めた関西の業者です。

しかしながら、認定を受けたからといって、必ずしも台が入ってくるという保証はありません。後はメーカーやホールならびに販売商社・運送業者に何度も足を運び、営業活動を行って信用と実績が無いと継続的に廃棄依頼をして頂けません。しかしながら、パチンコ台は特許が絡むことが多く、遊技6団体の認定登録を受けていても、メーカー認定工場になるためには、各メーカー毎に厳しい審査があり、それぞれ認定を受けなければなりません。

パチンコ台は全国には300万台あり、近畿地方には70万台ほど設置されています。これらの台の一部が年2～3回入れ替えられます。最近パチンコ市場も減少傾向ですが、遊技業界全体の市場規模（業界全体の総売り上げ）は約20兆円規模です。

Q6

それにしても事務所、工場共に非常に綺麗な施設ですね？
やはり、社長の監視が厳しいのでしょうか？

褒めていただき有難うございます。特に社長から、常に「整理整頓しなさい！」などと言うようなことはないですね。特に意識をしたことはないですが、自然と今の様な状態になっています。(取材員Tをはじめ反省)

入ってくる廃棄台についても、まだまだ使用できる状態のものがほとんどで、それらを解体して有価物として出荷したり、再生品としてメーカーにお返ししたりしているため、「我々が扱っているものはゴミではなく、資源という商品である」との意識の下、日々、仕事をしています。その甲斐があつてか見学に来られた方々からは「本当に、ここは廃棄物処理会社？何かの製造工場みたいですね？」と言って頂けるようになりました。事務所や工場が綺麗だと感じて頂ける理由は、従業員全体の廃棄物に対する考え方があるのかもしれないね。



事務所風景

Q7

私はパチンコをしないので良く分からないのですが、
今のパチンコはどのようになっているのですか？

今のパチンコ台は、昔では考えられないほど精密機械が凝縮されていますし、演出装飾品（役モノ）にも力を入れているため、年々遊技機自体も重たくなっています。1台あたりの重さは、約30kg以上の遊技機もあります。演出装飾品（役モノ）のためのプラスチック使用比率も増えていますが、液晶の大型化に伴って調整釘の数は大幅に減っています。今の台は左半分にだけ釘を使い、後は演出の部品で埋め尽くされていることが多いです。今後は、一定の玉が台の中にクローズされていて新たに玉を入れる必要は無く、玉数はコンピュータでカウントされカードで管理するような時代が来ると言われています。最近では女性のお客様も増えているようで、ネイルされている方等は、爪が割れるので玉を触りたくないというニーズも増えているようで、玉を触らない台の出現も時代の流れなのかもしれませんね。



スロットマシン解体作業のようす



会社説明をしていただき、ありがとうございました。右から天野泰信様（生産本部・生産管理部長）、水谷充寛様（代表取締役）、木幡哲也様（生産本部・本部長）

Q8

ちなみに、社長のご趣味は何ですか？

ゴルフに野球、お笑い鑑賞です。休みの日は少年野球チームのお手伝いをさせていただいたりして過ごしています。

Q9

最後に今後の事業展開など、お聞かせいただけますか？

地域ボランティア活動に積極的に参加するなど、社会貢献に取り組んでいくのはもちろんですが、液晶から資源を取り出していくような独自技術を開発したいと考えています。今は“解体し、使えるものは再利用する、メーカーに返せるものは返す、売却できるものは売却する”という事をしてしていますが、これからは一步踏み込んで資源という自分達の商品を作りたいと考えています。現在はパチンコ台の一部が海外に流れています。それと共に、様々な資源も流出しているので、資源の乏しい日本のためにも、広域処理の指定工場となり、全国から台を集めて、新しい技術で適正処理と再資源化をし、社会に貢献したいと考えています。

弊社の名刺を見ていただきたいのですが、これはストーンペーパーと言って石灰とプラスチックのみで作られています。木材は全く使いませんし、製造に伴って水は全く使いませんし、回収すればリサイクルできる材質です。地球環境に優しい材質ですので、グリーン購入して葉書等の商品化をして多方面に売り込んで行きたいと考えています。



ストーンペーパーで作られた名刺

わが社のホープ！ (頑張っている従業員の紹介)

氏名	木幡 哲也
役職	生産本部 本部長
仕事内容	<p>入社当時は解体作業からはじまり、現場の仕事を一通り経験して参りました。その経験を活かして、今では生産本部長として、工場の一切の管理をしています。</p> <p>創業当時は6名の従業員でスタートした我が社も、今では33名まで増えました。今後は、更に社員を増やして、事業規模を拡大させたいと考えています。</p> <p>現在はパチンコやスロットマシンの処分をメインにしていますが、パチンコ業界にも波があるので、その波を埋めるという意味でも、今の施設で処理できる何か他の事業を見つけていきたいです。</p> <p>休みの日は、趣味であるゴルフや年代物の車の整備をしています。</p>

会社からの一言

当社立ち上げ時から苦労を共にしてきた仲間として、彼には工場に関する業務(荷物受入～保管～処理～選別～出荷と云った工程管理・作業管理・品質管理から工場スタッフの人事管理)である工場運営全般を任せています。

当社のメイン部門として、非常に重要な役割を担ってもらっています。

会社としても入口である営業部門と共に出口である生産部門の更なる飛躍と発展を期待しており、彼のような人材は非常に重要であると認識しております。

更なる活躍を期待しています。



編集後記

先日、大阪の街をポタリングしてきました。
ポタリングとは、自転車に乗って気ままに散歩することを言います。
松屋町から出発し、通天閣（展望台でビリケンさんと記念撮影！）
→ユニバーサルシティウォーク（たこ焼きミュージアムへ）
→大阪城（祝！天守閣復興80周年）
→世界のスパワールド（一日の汗を流しました）
→松屋町

というルートで廻り、走行距離は約40kmになりました。

気ままに散歩する…と言う意味のポタリングとはかけ離れた、本格的なサイクリングの旅でした。

そこで初めて体験したのが、渡し船です。

調べてみると、現在、大阪市内には8箇所の渡し船場があるようです。

ほんの数メートルの川幅を、小さな船でゆっくり渡るのですが、「水の都」大阪を肌で感じる事が出来るスポットのうちの1つです。この渡し船場、普段は市民の方の大切な足となっているのですね。

今回のポタリングの小旅行では、今まで知らなかった大阪の街の色や匂いを感じることが出来ました。

今度はどの街をポタリングしようかな。

楽しみです♪



ポタリングの途中に立寄った、天保山

最後になりましたが、

2011年は皆様にとってどのような一年だったでしょうか。

東日本を襲った未曾有の巨大地震と津波。

更に、次々と日本に上陸し各地に大きな被害をもたらした台風。

平凡と言うことがどれほど幸せなことなのか知らされました。

それでも、木々は赤く染まり、柿は実り、自然の恵みに感謝する日々です。

今年もあとわずか、穏やかな気持ちで暮らせますように。



協会への入会のおすすめ

～協会組織の拡充強化を図るために～

当協会は、環境保全を理念とし、産業廃棄物に関する研修、普及啓発、調査研究、情報の収集、提供、指導等を行うことにより、会員の資質の向上を図り、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、調和のとれた産業の発展に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な業界として発展していくためには、業界の方々が結束することにより、組織をより強固なものにして、共存発展することが肝要であります。

協会会員の増強については、協会及び関係機関において日頃、勧誘を行っているところでありますが、社団法人としての組織率は未だ十分とはいえないのが現状であります。少数よりも多数の方の組織の拡充強化が、社会的にも発言力が強力なものとなり、説得力も増大し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましては、未加入処理業者へは、正会員として、また取引先の排出業者には賛助会員として、是非ご入会の勧誘をお願いします。

一社でも多くの方々が協会に入会されることが、更なる発展を期するための、必要条件であります。

入会申込み方法

下記協会事務所へ電話でご連絡いただければ、
入会申込書をお送りいたします。

社団法人大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル5階
TEL : 06-6943-4016 FAX : 06-6942-5314
<http://www.o-sanpai.or.jp/>



Clean Life vol.47

クリーンライフ

第47号



平成23年12月2日発行

発行責任者 社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012

大阪市中央区谷町3-4-5

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会 長 國中賢吉

組織広報委員長 白坂悦夫

